

令和6年度第1回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

- 日 時 令和6年10月9日(水) 15:30~16:15
- 場 所 香川県庁本館 21階特別会議室
- 出席者 「出席者名簿」のとおり
- 次 第
 - 1 開会
 - 2 会長(知事)挨拶
 - 3 議題
 - 香川県広域水道企業団議会への提出議案等について
 - (1) 予算外議案
 - ・ 条例改正
 - ・ 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分について
 - ・ 令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について
 - (2) 水道料金統一に向けた取り組みについて
 - 4 閉会
- 配付資料
 01. 次第
 02. 委員名簿
 03. 配席図
 04. 香川県広域水道企業団規約
 05. 香川県広域水道企業団運営協議会規則
 06. 令和6年10月香川県広域水道企業団議会定例会について
 07. 令和6年10月香川県広域水道企業団議会定例会議案の概要
 08. 水道料金統一に向けた取り組みについて
 09. 令和6年10月香川県広域水道企業団議会定例会議案
 10. 令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書、令和5年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書
 11. 令和5年度繰越計算書
 12. 香川県広域水道企業団資金不足比率報告書
 13. 債権放棄報告書
 14. 令和5年度香川県広域水道企業団決算審査意見書
 15. 令和5年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書

■ 議事

○司会（有岡事務局次長）

失礼します。

それでは、皆様お揃いになりましたので、ただ今から、令和6年度第1回香川広域水道企業団運営協議会を開催いたします。

始めに、開会に当たりまして、本協議会会長の池田知事から御挨拶を申し上げます。

○会長（知事）

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、香川県広域水道企業団の運営協議会に御出席をみなさんいただきまして、本当にありがとうございます。

日頃から、この水道企業団の運営はもとより、県政全般にいろいろな御立場、いろいろな分野で御協力をいただいております、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

御案内のとおり、企業団、平成29年8月に策定した「香川県水道広域化基本計画」に沿って運営をしておりますが、その後の状況も変化してきております。

当初より想定された給水人口の減少、人口減少による給水収益の減少や、物価高というものも加わりまして、企業団の経営、年々厳しいものになってきております。

今年1月の能登半島地震では、水道の被害が大きく、復旧に時間がかかり、水道の耐震化が非常に重要だということで、これは国としての大きな課題になってきたところであり、今回、今年度から水道事業は厚労省から国交省へ移管されましたけれども、国交省の中でもこの水道の耐震化、これは非常に重要視して進めるという方針が示されており、こういったものを受けながら、今後我が県の水道耐震化もスピードを上げていかないといけないというふうに思っております。

企業団においては、この耐震化のことを進めながら、今後大きな課題が山積をしておりますので、皆様方とは、緊密に連携しながら事に当たってまいりたいと思います。引き続き御協力をよろしくお願い申し上げます。

今日は、今月28日に企業団議会がごございますので、それに提出する議案、条例議案及び令和5年度の決算、それから、今後の大きな課題であります水道料金統一に向けた取り組みの現在の状況について御報告して、御協力をいただこうというふうに思っております。

内容については、この後、高木副企業長から御説明いたします。皆様方には、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（有岡事務局次長）

それでは、議事に移らせていただきます。

本協議会規則第4条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。

会長、よろしくお願い致します。

○議長（知事）

それでは、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず、1の予算外議案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（高木副企業長）

副企業長の高木でございます。

議題の「香川県広域水道企業団議会への提出議案等について」を御説明申し上げたいと存じます。恐縮ですが、着座にて失礼をいたします。

それでは、最初に、お手元の資料6を御覧ください。A4の一枚紙でございます。

今年度第1回目の企業団議会定例会は今年28日の午後2時30分から、香川県庁本館21階特別会議室を議場として開催する予定としております。

当日の議事としては、御覧の内容を予定しております。

なお、現在、副議長が空席となっておりますので、議案の審議等に先立ち、副議長選挙が行われることとなっております。

それでは、資料に沿って、議案等の内容について、御説明させていただきます。

資料7、「議案の概要」を御覧ください。

今議会に提出いたします議案は、予算外議案が5件でございます。

1ページをお開きください。

まず、第1号議案「香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」でございます。

水道事業の経営の健全化を図り、安全で安心して使用することができる水道水を安定的に供給することを目的として、「旧東かがわ市水道事業の給水区域」における料金について、金額の見直しを行うため、所要の改正を行うもので、改正内容といたしましては、「旧東かがわ市水道事業の給水区域」における料金を一律10%引き上げるものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日としております。

3ページをお開きください。

次に第2号議案、「香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案」でございます。

水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者及び水道技術の管理者の資格について、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、必要な実務経験年数や学歴に係る規定を改めるほか、土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者に関する規定を追加する等の改正を行うものでございます。

施行期日は、原則令和7年4月1日としており、水道事業の所管官庁移管に伴う改正については公布の日といたしております。

4ページをお開きください。

次に第3号議案、「香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。

地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用している同政令の条項を改めるものでございます。

施行期日は、公布の日といたしております。

次に5ページを御覧ください。

第4号議案「令和5年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分」についてでございます。

まず、令和5年度の水道事業会計の決算でございますが、1の業務量につきましては、前年度に比べ、給水戸数は微増、給水人口及び年間給水量は減少となります。

有収率は約89%でほぼ同じとなっております。

6ページをお開き願います。

2の予算執行状況、(1)収益的収支についてでございますが、収支差引の決算額は、(b)列の一番下にありますとおり、税込みで17億円余の黒字となっております。

7ページを御覧ください。

(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、(b)列、上から6行目になりますが、127億円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、(c)列、同じく上から6行目、51億円余となっております、その財源につきましては、右下(注2)のとおり、3億7,000万円余を国庫補助金、16億1,000万円余を企業債、5,000万円余を出資金等、31億4,000万円余を自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、(b)列の一番下でございますが、104億円余の収支不足となっております、左下(注1)のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9億3,000万円余、減債積立金、他団体借入金償還積立金及び建設改良積立金17億9,000万円余、損益勘定留保資金77億4,000万円余で補てんすることとしております。

8ページをお開き願います。

3の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1)経営成績でございます。

総費用は205億9,100万円、総収益は214億3,800万円で、当年度純利益として8億4,700万円を確保しておりますが、営業収支では、営業費用197億2,000万円に対し、営業収益が192億6,500万円と、費用が収益を上回っており、昨年度に引き続き、営業損失が4億5,500万円発生いたしました。

要因といたしましては、給水収益の減少に加え、物価高や労務単価の上昇などによる物件費の増加の影響が大きいと考えており、今後とも、こうした状況が続くと想定されることから、コスト意識の徹底を図り、経費の節減に努めてまいります。

9ページを御覧ください。

(2)財政状態でございます。資産総額は、2,591億7,600万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は653億7,600万円、資本は1,530億8,300万円となっております。

10ページをお開き願います。

4の未処分利益剰余金等の動き及び処分(案)でございます。令和5年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、26億4,600万円となっております、中段太枠の処分(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、9億500万円を減債積立金に、2億3,100万円を建設改良積立金に、500万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、15億500万円を資本金に組み入れることとしております。

また、下段の資本剰余金につきましては、令和5年度は、水道事業に使用していない土地を構成団体に譲渡したことに伴い、資本剰余金の減少が生じており、減少相当額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

11ページを御覧ください。

5のキャッシュ・フローでございます。

令和5年度は、業務活動により78億4,000万円余の増、投資活動により98億8,000万円余の減、財務活動により3億4,000万円の増となり、期末残高は17億円余の減の285億6,000万円余となっております。

12ページをお開き願います。

6の施設整備の概況でございます。

管路の新設、更新、浄水施設の更新等、施設整備にかかる事業費として、表の中段になりますが、令和5年度執行額は117億1,000万円余、翌年度繰越額は51億8,000万円余となっております。

13ページを御覧ください。

7の構成団体からの繰入金の状況でございます。

令和5年度は、施設整備に充てた企業債の償還に係る補助金、経年施設更新整備事業等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて7億9,000万円余を繰り入れております。

14ページをお開き願います。

企業団では、区分経理満了時(令和9年度末)に遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5倍程度とするとの目標値を掲げております。毎年度末の目標値ではございませんが、令和5年度末の企業団全体での実績値は、企業債残高の比率が2.76倍、内部留保資金の比率が1.15倍となっております。

以上が、水道事業会計の決算の概要等でございます。

続きまして、15 ページからは、第 5 号議案「令和 5 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分」についてでございます。

1 の業務量につきましては、令和 5 年度の給水事業所数は、前年度と同じ、41 事業所となっており、年間有収水量も 2,028 万立方メートル余と、前年度とほぼ同じとなっております。

16 ページをお開き願います。

2 の予算執行状況、(1)収益的収支でございますが、収支差引の決算額は、(b) 列の一番下でございますが、税込み 1 億 9,400 万円余の黒字となっております。

17 ページを御覧ください。

(2)の資本的収支のうち、建設改良費の決算額は、(b) 列上から 6 行目になりますが、2 億 7,100 万円余となっております。

なお、建設改良費の翌年度への繰越額は、(c) 列、同じく上から 6 行目、2,700 万円余となっており、その財源につきましては、右下(注 2)のとおり、全額、自己資金で賄うこととしております。

また、資本的収支の収支差引の決算額は、(b) 列の一番下でございますが、3 億 7,500 万円余の収支不足となっており、左下(注 1)のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,300 万円余、減債積立金、建設改良積立金及び他団体借入金償還積立金 1 億 6,100 万円余、損益勘定留保資金 1 億 9,000 万円余で補てんすることとしております。

18 ページをお開き願います。

3 の経営成績及び財政状態のうち、まず、(1)経営成績であります。

総費用は 5 億 6,200 万円、総収益は 7 億 3,300 万円で、当年度純利益は 1 億 7,100 万円となっております。

19 ページを御覧ください。

(2)の財政状態でございます。資産総額は 98 億円、負債から繰延収益を除いた実質負債は 22 億 5,700 万円、資本は 67 億 1,200 万円となっております。

20 ページをお開き願います。

4 の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)でございます。令和 5 年度末の未処分利益剰余金残高は、表の中ほどになりますが、3 億 3,300 万円となっており、表下段の処分(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的な処分方法として、5,700 万円を減債積立金に、6,500 万円を建設改良積立金に、5,000 万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、1 億 6,100 万円を資本金に組み入れることとしております。

21 ページを御覧ください。

5 のキャッシュ・フローでございます。

令和5年度は、業務活動により4億9,700万円の増、投資活動により2億2,900万円の減、財務活動により1億1,900万円の減となり、期末残高は1億4,900万円の増の20億2,600万円となっております。

22ページをお開き願います。

6の施設整備の概況でございます。

管路の更新などにかかる事業費として、3行目になりますが、令和5年度執行額は2億5,700万円、翌年度繰越額は2,800万円となっております。

以上が、工業用水道事業会計の決算の概要等でございます。

24ページから28ページまでは、令和5年度決算参考資料でございまして、事業体別の業務量や損益などを記載しています。

予算外議案については、以上でございまして、続いて、報告事項について、御説明をさせていただきます。

29ページをお開きください。

まず、水道事業会計の予算の繰越しについてでございます。

水道事業会計の営業費用につきましては、4,500万円を翌年度に繰り越すこととしております。

このうち、総係費の2,300万円は、アセットマネジメント計画策定に係る委託料でございます。

なお、繰越理由といたしましては、関係機関との委託内容の調整等に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

30ページをお開きください。

建設改良費でございますが、上の表のとおり51億4,500万円を翌年度に繰り越すもので、その主な内容といたしましては、(注)のとおり管路施設整備が25億7,300万円、浄水場・ポンプ場・配水池等施設整備が13億9,500万円、電気・機械設備整備が10億2,100万円となっております。

なお、繰越理由といたしましては、関係機関との調整に不測の日時を要したことなどにより、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

また、下段は、いわゆる事故繰越として、4,400万円を繰り越すもので、電気・機械整備において、資材の調達に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

31ページを御覧ください。

次に、工業用水道事業会計予算の繰越しでございますが、一番上の段のとおり、営業費用につきましては、300万円を翌年度に繰り越すこととしております。

これは、事業計画の見直し等に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

建設改良費につきましては、中段のとおり、1,500 万円を翌年度に繰り越すもので、その主な内容としましては、(注) のとおり電気・機械設備整備が 800 万円となっております。

なお、繰越理由といたしましては、関係機関との調整等に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

また、一番下の段は、いわゆる事故繰越として、1,300 万円を繰り越すもので、設計業務委託において、関係機関との調整に不測の日時を要し、事業の年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

32 ページをお開きください。

資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を報告するものであり、水道事業会計、工業用水道事業会計とも、資金不足の状態にはございません。

33 ページを御覧ください。

債権の放棄についてでございます。

香川県広域水道企業団債権管理条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、水道料金債権 1,300 万円余、給水装置修繕工事代金債権 5 万円余を、令和 6 年 3 月 31 日に放棄したものでございます。

なお、放棄した理由は、消滅時効にかかる時効期間が経過したもののほか、債務者の死亡や破産等にかかるものでございます。

報告事項については、以上でございます。

○議長（知事）

はいありがとうございました。

それでは、今、副企業長から御説明のありました、資料 7、議案と報告事項につきまして、御意見や質問がありましたらお願いします。

(なし)

よろしいですか。はい、どうもありがとうございます。

それでは、予算外議案につきましては以上とし、御了解いただいたものとさせていただきます。

続きまして水道料金の統一に向けた取り組みについてお願いいたします。

○事務局（高木副企業長）

それでは、次に、水道料金統一化の取り組みにつきまして、御説明申し上げます。

資料「水道料金統一に向けた取り組みについて」を御覧ください。

まず、「1 スケジュール」でございますが、スケジュールにつきましては、これまで御説明してきたとおりでございます。今年度は、「香川県広域水道企業団水道事業等審議会」で、統一料金の基本方針（案）を策定することとしております。

次に、「2 基本方針の概略と今年度のスケジュール」についてでございます。

2（1）のとおり、基本方針では、①の基本料金と従量料金のあり方から、⑩の福祉減免制度のあり方まで、水道料金の料金体系を決定する上で必要と考えられる10項目について方針を定めることとしております。

2（2）のとおり、今年6月に開催した第3回審議会では、①から⑤までの基本的な5項目について、審議会としての方針を決定し、⑥から⑩の慎重に検討する必要がある5項目については審議会各委員から御意見をいただいたところでございます。

この、審議会委員から御意見をいただいた5項目については、審議会委員の御意見も参考にしながら企業団としての考え方を整理し、先般、皆様方に個別に御説明させていただき、御意見をいただいたところでございます。

ここで、裏面の「3 統一料金の基本方針（案）について」を御覧ください。

「審議会としての方針を決定した①から⑤の5項目については、その内容について」、「今後方針を決定する予定の⑥から⑩の5項目については、審議会委員の意見と、その意見を踏まえた企業団の考え方、皆様方に御説明させていただいた内容について」整理しております。

この⑥から⑩の企業団の考え方に対しましては、皆様方からは概ね賛同をいただいたと理解しておりますが、一部の項目につきましては、より慎重な検討を求められておりますので、今後、引き続き、御相談をさせていただきながら、企業団としての考え方をとりまとめたいたと、そんな風に存じておるところでございます。

恐縮ですが、表面にお戻りいただきまして、2の（3）になりますが、12月開催予定の第5回審議会において、⑥から⑩の5項目について審議会としての方針を決定し、年度末に開催予定の第6回審議会では、①から⑤の5項目と合わせ、基本方針（案）として取りまとめてまいりたいと考えております。

なお、第4回審議会については、先週2日に開催いたしておりますが、審議会会長からの御要望を受け、企業団の水道施設の老朽化・耐震化の現状や、今後の施設整備計画見直しの考え方などについて、御説明し、御意見を伺ったものであり、基本方針（案）の策定とは直接関係しないことから、資料上の記載は省略させていただいております。

今後の取り組みを進めるに当たっては、随時、御相談、御報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私の方からの説明は以上でございます。

○議長（知事）

ありがとうございました。

それでは、この内容について御意見御質問ありましたらお願いいたします。

（なし）

では、方向性としては裏面のこの太文字の5項でということで、今後さらにやっていくということで。

はい、ありがとうございます。

それでは、さらにこの方向で進めていただければと思います。

それでは、議事は以上でございます。

他に企業団の事務に関する事で御発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは御意見ないようですので、今日の協議会以上とさせていただきます。

皆様方の御協力に感謝を申し上げます。また引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

(16:15 閉会)